

2022年4月28日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員
経営管理本部長 千田 浩章
TEL. 075-604-3500

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月28日開催予定の第68期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社では、医療・ヘルスケア事業において、人工関節やデンタルインプラントをはじめとする医療用製品の展開に加え、再生医療等に関する医薬品の研究開発が本格化しつつあります。また、環境・エネルギー事業において、太陽電池に加え、燃料電池、蓄電池その他のエネルギー関連機器の製品展開をさらに拡充してまいります。これらの事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。

(2) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社としましては、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるようにするため、現行定款第13条（株主総会の招集）に第2項を新設するものです。なお、産業競争力強化法第66条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- a. 変更案第16条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- b. 変更案第16条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- c. 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日（火曜日）
定款変更の効力発生日	2022年6月28日（火曜日）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(11) <条文省略> <新 設></p> <p>(12)～(13) <条文省略> <新 設></p> <p>(14)～(26) <条文省略></p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(11) <現行どおり></p> <p>(12) <u>医薬品の製造、販売ならびに研究</u></p> <p>(13)～(14) <各号数を1号ずつ繰下げ></p> <p>(15) <u>発電装置、蓄電装置その他のエネルギー関連機器およびその部分品の製造、販売ならびに研究</u></p> <p>(16)～(28) <各号数を2号ずつ繰下げ></p>
<p>第13条（株主総会の招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><新 設></p>	<p>第13条（株主総会の招集） <現行どおり></p> <p>2. <u>当社は、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p>第16条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 237 600 271" style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p data-bbox="836 237 927 271">(附則)</p> <p data-bbox="850 277 1390 465"><u>定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="823 472 1390 667">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="823 674 1390 786">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>